

大阪狭山市強靱化地域計画

令和3年3月

大 阪 狭 山 市

目 次

第1章 計画の策定目的・位置づけ

1 . 計画の目的	1
2 . 計画の位置づけ	2
3 . 計画期間	2

第2章 大阪狭山市の地域特性

1 . 位置及び地勢	3
2 . 気象	4
3 . 人口・世帯	4
4 . 南海トラフ地震防災対策推進地域	5

第3章 地域強靱化のための基本的な目標

1 . 基本目標	6
2 . 対象とする災害（リスク）	6
3 . 事前に備えるべき目標	7
4 . 計画を進めるうえでの基本的な方針	8

第4章 脆弱性の評価の実施

1 . 施策分野の設定	9
2 . 起きてはならない最悪の事態	9

第5章 具体的な取組みの推進

1 . 直接死を最大限防ぐ	
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	11
1-2 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生.....	17
1-3 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生.....	18
1-4 風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態	19

2 .	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	20
2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	23
2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	23
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	24
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	24
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	25
3 .	必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1	市役所機能の機能不全	27
3-2	行政機関（市役所を除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	27
4 .	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	29
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	29
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集、伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	29
5 .	経済活動を機能不全に陥らせない	
5-1	食料等の安定供給の停滞	32
5-2	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	32
6 .	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	33
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	33
6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	33
6-4	陸上交通インフラの長期間にわたる機能停止	34
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	34
7 .	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	35
7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺	35
7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	35
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃	36
7-5	農地・森林等の被害による荒廃	36

8 .	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	37
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	37
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	38
8-4	仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	38

第6章 計画の推進と見直し

1 .	計画の推進体制	39
2 .	計画の進捗管理	39
3 .	計画の見直し	40
	【別紙】脆弱性評価結果	41

第1章 計画の策定目的・位置づけ

1. 計画の目的

本市では、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震による被害想定を反映し、減災を基本理念とした自助・共助の充実等を図るべく、平成26年(2014年)6月に「大阪狭山市地域防災計画」の改定を行いました。

また、市民が安全で安心して暮らせるよう、「災害時職員初動マニュアル」「業務継続計画」の策定、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」「避難所運営マニュアル」などを見直し、防災・減災対策に取り組んでいます。

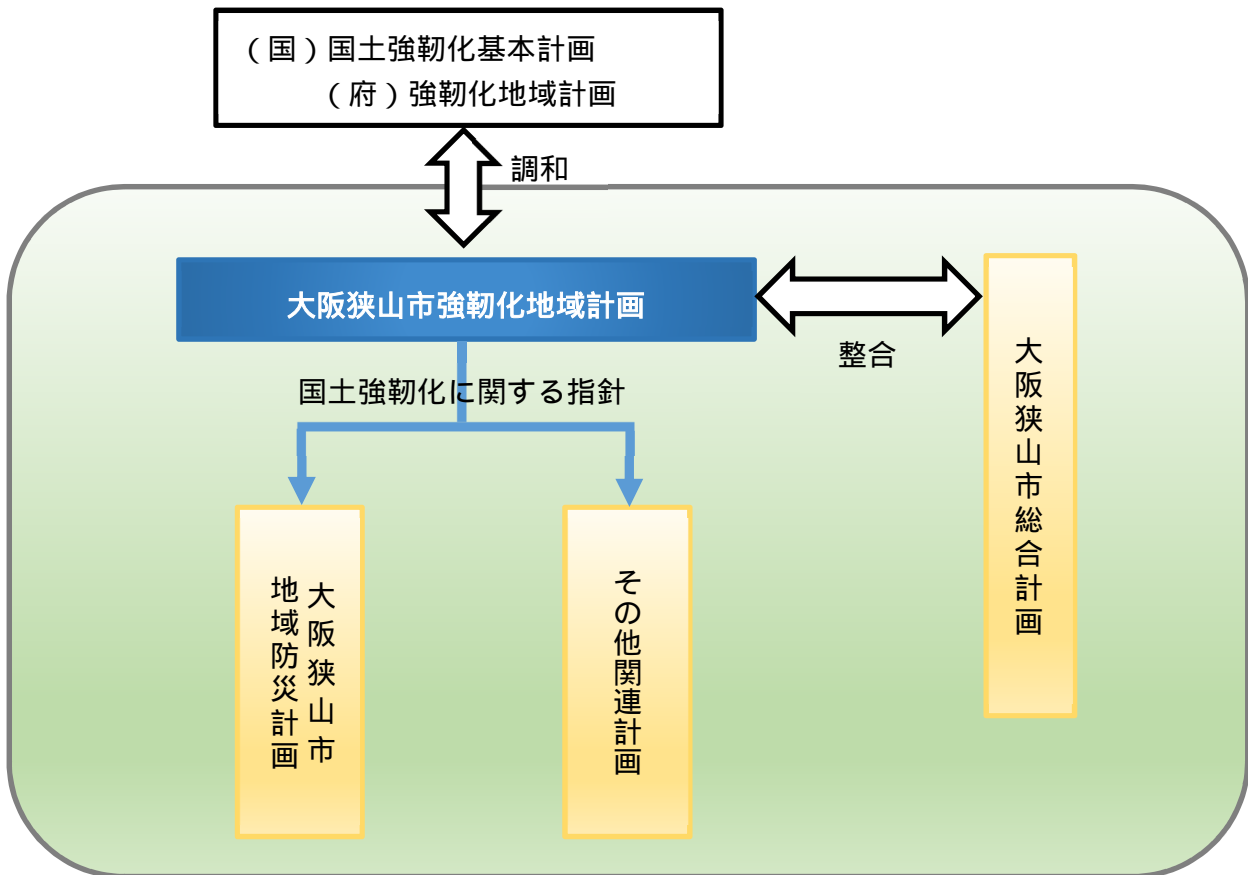
一方、国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的に、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号。以下、「基本法」という。)」が公布、施行され、平成26年(2014年)6月には、基本法第10条に基づき、国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画(以下、「国の基本計画」という。))」を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めています。

また、大阪府においても国の基本計画を踏まえ、既存の地震・津波対策や風水害対策を総点検し、必要な個別施策を検討し、体系的に整理を行い、平成28年(2016年)3月に、「大阪府強靱化地域計画」が策定され、国の基本計画の改訂や策定後に発生した災害の教訓、社会経済情勢の変化等を踏まえ、適宜改訂が行われています。

そこで、本市においても、基本法の趣旨を踏まえ、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組みをとりまとめ、推進していくために「大阪狭山市強靱化地域計画」を策定するものです。

2 . 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、同法第 14 条に基づき国の基本計画及び「大阪府強靱化地域計画」と調和を保った計画です。また、「大阪狭山市総合計画」と、基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となるものです。



3 . 計画期間

計画期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や具体的な取組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

また、令和 3 年度（2021 年度）から、消防事務の委託が「堺市・大阪狭山市広域消防運営計画」に基づき実施され、水道事業に関しては、大阪広域水道企業団に事業統合されることから、担当部、担当事務等については、その関連事務を引き継いだ部等において、基本的な考え方を含め継承し、改めて見直すこととします。

第2章 大阪狭山市の地域特性

1. 位置及び地勢

本市は、大阪府の東南部に位置し、東は富田林市、西及び北は堺市、南は河内長野市に接しています。市域の広がり、東西最大2.4km、南北7.0kmで面積は、11.92km²です。

また、大阪市の中心部から直線距離で20km圏に位置し、市内を縦貫している南海電気鉄道高野線の3つの駅があり、大阪市中心部とは約25分で結ばれています。

地勢は大別すると北東部の平地部と南西部の丘陵部に二分され、南から北へなだらかに傾斜した地形で、平地部は東の羽曳野丘陵、北の大阪平野へ、丘陵部は南西の泉北丘陵へと連なっています。

また、ほぼ市の中央部に位置する狭山池には、南から西除川（天野川）と三津屋川が流入し、狭山池からは西除川、東除川が北流し大和川に注いでいます。市内には、狭山池をはじめ、ため池が約120箇所点在しており、これらの周囲には良好な水辺環境や、まとまりのある農地などが形成されています。

さらに、都市における農地や河川、ため池などのみどりは農産物供給機能、防災機能、良好な景観形成機能など、多様な機能を有しています。



2 . 気象

本市の気象概況は、令和元年（2019年）での平均気温が16.9℃、年間降水量1457.5mmとなっており、瀬戸内式気候に代表される比較的温暖で雨量の少ない地域です。

令和元年（2019年）の1か月の最大降水量は309mmで、近年では、局地的な豪雨が見受けられ、浸水被害・土砂災害の発生が懸念されます。

自然災害では、平成30年（2018年）の台風第21号などの大型台風によって被害が発生した年がありますが、これまで甚大な被害には、見舞われていない状況です。

3 . 人口・世帯

本市の人口は、昭和26年（1951年）4月1日の町制施行時9,000人余りで、昭和40年（1965年）頃までほぼ横ばいで推移しました。

昭和42年（1967年）に南西部の丘陵地帯において、狭山ニュータウンの大規模な開発が行われ、昭和44年（1969年）6月以降に入居が開始され、急激に人口が増加しました。

特に昭和45年（1970年）から昭和50年（1975年）までの5年間には187.8%の人口増加率となりました。

昭和55年（1980年）以降も緩やかながら人口増加が続き、わずかに人口が減少した年はあったものの、大阪府内の周辺自治体の人口が減少する中、令和元年（2019年）8月末の人口が58,769人（住民基本台帳人口）と過去最高の数値を残すなど微増傾向を示しています。

一方、総務省統計局の「国勢調査報告」によると、老年人口率（65歳以上）は、平成22年（2010年）には22.1%でしたが、平成27年（2015年）には、26.7%となり、高齢化が進んでいます。

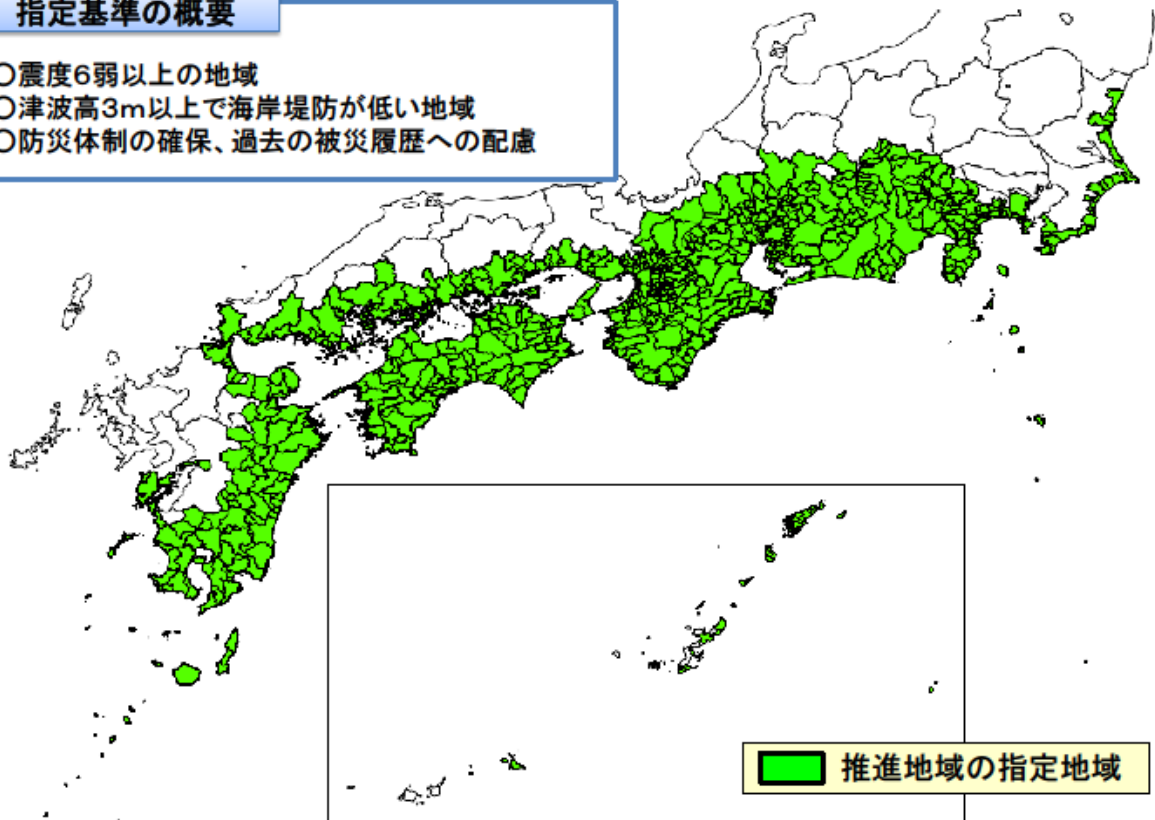
また、世帯数は、平成22年（2010年）には22,473世帯でしたが、平成27年（2015年）には、22,982世帯と着実に増加していますが、人口が増加していることと、世帯数が増加していることから、1世帯当たりの人員は減少していると想定されます。

4 . 南海トラフ地震防災対策推進地域

想定される南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成 25 年（2013 年）12 月に改正「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 92 号）が施行され、第 3 条の規定に基づき、平成 26 年（2014 年）3 月 28 日現在で、1 都 2 府 26 県 707 市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域として指定され、大阪府では、本市をはじめ 33 市 8 町 1 村が推進地域に指定されています。

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



第3章 地域強靱化のための基本的な目標

1. 基本目標

国の基本計画の基本目標を踏まえ、以下の4つを基本目標とします。

- 人命の保護が最大限に図られること
- 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧・復興

2. 対象とする災害（リスク）

本市に影響を及ぼす災害（リスク）としては、市域特性も踏まえ市域に多大な被害をあたえることが想定される大規模自然災害〔地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害等）〕を対象とします。

大阪府の被害想定に基づく本市における想定結果

想定地震		上町断層帯 (A)	上町断層帯 (B)	生駒断層帯	有馬高槻 断層帯	中央構造線 断層帯
地震の規模		マグニチュード(M) 7.5~7.8	マグニチュード(M) 7.5~7.8	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.7~8.1
		震度4~7	震度4~7	震度4~7	震度3~7	震度3~7
建物全半壊棟数		全壊 584 棟 半壊 1,149 棟	全壊 2,580 棟 半壊 2,986 棟	全壊 41 棟 半壊 129 棟	全壊 0 棟 半壊 0 棟	全壊 183 棟 半壊 472 棟
出火件数 (炎上1日夕刻)		0 件	2 件	0 件	0 件	0 件
死傷者数		死者 2 人 負傷者 250 人	死者 20 人 負傷者 685 人	死者 0 人 負傷者 24 人	死者 0 人 負傷者 0 人	死者 0 人 負傷者 90 人
罹災者数		4,966 人	16,859 人	483 人	1 人	1,865 人
避難所生活者数		1,441 人	4,890 人	141 人	1 人	541 人
ライフライン	停電	2,841 軒 10.8%	7,936 軒 30.2%	98 軒 0.4%	0 軒 0.0%	980 軒 3.7%
	ガス供給停止	0 戸 0%	16,000 戸 100%	0 戸 0%	0 戸 0%	0 戸 0%
	水道断水	48.2% 28,000 人	70.7% 41,000 人	38.5% 22,000 人	0% 0 人	42.8% 25,000 人
	電話不通	1,375 回線 1.8%	10,314 回線 13.5%	764 回線 1.0%	0 回線 0%	1,375 回線 1.8%

(資料：平成19年(2007年)3月大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書)

想定地震	南海トラフ巨大地震			
地震の規模	マグニチュード(M) 9.0～9.1 最大震度6弱			
建物全半壊棟数 (揺れ、液状化による被害)	・全壊 130 棟 ・半壊 1,368 棟			
出火件数 (炎上出火 冬18時)	1 件			
死傷者数(冬18時、建物倒壊による被害)	・死者 4 人 ・負傷者 197 人			
避難者数	1 週間後 2,817 人(うち、避難所 1,408 人) 1 か月後 2,616 人(うち、避難所 785 人)			
ライフライン	停電	被災直後 12,254 軒	1 日後 525 軒	7 日後 0 軒
	電話不通	・固定電話 被災直後 6,994 件 1 日後 0 件 ・携帯電話(基地局数 118 局)停波基地局率 被災直後 53.0% 1 日後 2.1% 7 日後 0%		
	水道断水	被災直後 40,039 人	1 日後 9,561 人	7 日後 8,054 人
	下水道機能支障	被災直後 1,497 人	1 日後 1,497 人	7 日後 943 人
帰宅困難者数	2,322 人			

(資料)平成 25 年(2013 年)10 月 30 日、平成 26(2014 年)年 1 月 24 日
南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会会議配布資料

3. 事前に備えるべき目標

国の基本計画を踏まえ、以下の 8 つを事前に備えるべき目標とします。

1. 直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4 . 計画を進めるうえでの基本的な方針

計画を進めるにあたり、以下の点について取り組みます。

- (1) 市民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市、住民、事業者、地域、ボランティア等と適切な連携のもと役割分担して取り組みます。
- (2) 基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮したうえで、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、効率的・効果的な手法を検討します。また、災害時だけでなく、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。
- (3) 限られた財源の中、社会資本の有効活用や公共施設の長寿命化など、施策の選択と集中を図ることによって、中長期的に費用を縮減できるよう、効率的に施策を推進します。
- (4) 広域災害に備えて堺市及び中河内地域並びに南河内地域の 9 市 2 町 1 村との災害時相互応援協定に基づき、自治体間における連携強化を進めます。
- (5) 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等、多様な人々に十分配慮して施策を講じます。

第4章 脆弱性の評価の実施

1. 施策分野の設定

脆弱性の評価の実施にあたっては、以下に掲げる8つの個別施策分野と4つの横断的分野を設定するものとします。

(個別施策分野)

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 行政機能 / 消防等 / 防災教育等 | (5) 情報通信 |
| (2) 住宅・都市 | (6) 産業構造・農業 |
| (3) 保健医療・福祉 | (7) 交通・物流 |
| (4) 環境・エネルギー | (8) 土地利用 |

(横断的分野)

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) リスクコミュニケーション | (3) 官民連携 |
| (2) 人材育成 | (4) 老朽化対策 |

2. 起きてはならない最悪の事態

国の基本計画の「起きてはならない最悪の事態」を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに31の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所の機能不全
		3-2	行政機関(市役所を除く)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集、伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	食料等の安定供給の停滞
		5-2	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	陸上交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

第5章 具体的な取組みの推進

本市における31の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、次のように94に及ぶ必要な取組みを推進します。

(事前に備えるべき目標)

1. 直接死を最大限防ぐ

(起きてはならない最悪の事態)

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

道路・交通施設の整備(都市整備部)

取組	幹線道路をはじめとする道路の整備を促進するとともに、新規道路の整備、既存道路の幅員の拡幅等を行う。また災害時に市民の安全を確保するために、歩道の整備をすることにより、避難路、延焼遮断空間としての強化に努める。		
	現 状 令和2年度(2020年度)現在	目 標	
		令和3年度～令和7年度 (2021年度～2025年度)	令和8年度～令和12年度 (2026年度～2030年度)
	道路の整備に関するプログラムの実施	道路の整備に関するプログラムに基づき、道路の整備や幅員の拡幅等を行う。	
	通学路交通安全プログラムの実施	通学路交通安全プログラムに基づき、交通安全施設の整備等を行う。	
関連計画	大阪狭山市地域防災計画 道路の整備に関するプログラム 通学路交通安全プログラム		

農地の保全・活用(都市整備部、市民生活部)

取組	農地は、地震発生時において延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割が期待できることから、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。		
	現 状 令和2年度(2020年度)現在	目 標	
		令和3年度～令和7年度 (2021年度～2025年度)	令和8年度～令和12年度 (2026年度～2030年度)
	生産緑地 地区数：158地区 面積：42.40ha	生産緑地地区の追加指定及び特定生産緑地の指定促進	
	-	防災協力農地登録制度導入の検討	
関連計画	大阪狭山市都市計画マスタープラン 大阪狭山市みどりの基本計画 大阪狭山市地域防災計画		

都市公園の整備・充実（都市整備部）

取組	避難場所、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備・充実を推進する。		
	現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
		令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
	公園施設長寿命化計画の作成 （平成 26 年度、平成 28 年度）	公園施設長寿命化計画に基づ く施設の長寿命化	
	水とみどりのネットワーク構 想の作成（令和元年度）	水とみどりのネットワーク構 想に基づく整備	
関連計画	大阪狭山市みどりの基本計画 大阪狭山市地域防災計画		

市有建築物の耐震化（全部局）

取組	地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民・利用者の安全と市役所業務の継続性を確保するため、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。		
	現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
		令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
	耐震化率 ・ 特定既存耐震不適格建築物 （100%） ・ 上記に準じる建築物 （96.7%） 延べ面積 200 m ² 以上	防災上の重要度に応じた耐震 対策の実施	
関連計画	大阪狭山市建築物耐震改修促進計画 大阪狭山市都市計画マスタープラン 大阪狭山市地域防災計画		

民間住宅・建築物の耐震化の促進（都市整備部）

取組	地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「大阪狭山市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修に加え、除却等、さまざまな取組みによる木造住宅の耐震化や多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を働きかける。 また、民間住宅・建築物の所有者が耐震化の重要性を理解し、取組みが進められるよう、確実な普及啓発を進める。	
	目 標	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
耐震化率 ・住宅（80%） ・特定既存耐震不適格建築物 （93.4%）		耐震化率 ・住宅（95%） ・特定既存耐震不適格建築物 （95%）
関連計画	大阪狭山市建築物耐震改修促進計画 大阪狭山市都市計画マスタープラン 大阪狭山市地域防災計画	

地域における防災力の向上（危機管理室、都市整備部）

取組	地震発生時に起こりうる建物倒壊や火災延焼の危険性等について、市民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるため、防災マップ及び地震ハザードマップ等を活用し、危険性の周知に努める。 また、自主防災組織の組織化の促進並びにリーダーを育成し、地域の防災力の向上を図る。	
	目 標	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
防災マップの更新 （令和元年度） 地震ハザードマップの更新 （平成 29 年度）	ハザードマップの周知・啓発	
自主防災組織結成率 69.7%	80 %	82 %
防災士資格取得者数 25 人	60 人	80 人
関連計画	大阪狭山市建築物耐震改修促進計画 大阪狭山市地域防災計画	

消防団の機能強化（危機管理室）

取組	消防団の機能強化を図るため、消防団車庫をはじめ消防車両、小型動力ポンプ、通信連絡機器などの防災資機材、ライフジャケット等の安全装備品の充実強化を図る。 また、消防団活動の広報等により、消防団に対する市民の理解を促進し、市民・自主防災組織等との連携強化に向けた取組みを進める。	
	目 標	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
大阪狭山市消防団（11 分団） ・消防団員 99 人（内、女性消防団員 9 人）	大阪狭山市消防団（11 分団） ・消防団員 120 人	
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

「避難行動要支援者」支援の充実（危機管理室、健康福祉部）

取組	避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や支援体制の整備を進めることにより、地域の安全・安心を強化する。	
	目 標	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
避難行動要支援者名簿 交付対象者（同意者）数 1,866 人	避難行動要支援者名簿 交付対象者（同意者）数 2,500 人	
関連計画	大阪狭山市地域防災計画 大阪狭山市避難行動要支援者支援プラン 大阪狭山市地域福祉計画 大阪狭山市障がい者計画 大阪狭山市障がい福祉計画 大阪狭山市障がい児福祉計画 大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	

文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（教育部）

取組	文化財の所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、本市・国・大阪府との連携による文化財保存活用計画の策定、自動火災報知設備や消火栓等の消防用設備等の整備等を働きかける。また、震災等発生時の文化財の損傷や、それにともなう人的被害を軽減するため、文化財所有者等に対して、震災等発生時の情報伝達や避難誘導、防災訓練に取り組むよう働きかける。		
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標		
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）	
消火・避難訓練等の実施	保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における防災訓練の実施	左記の取組みを踏まえた、対策の充実、防災意識の啓発	
関連計画	大阪狭山市歴史文化基本構想 大阪狭山市地域防災計画		

応急危険度判定体制の整備（都市整備部）

取組	地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地応急危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実を図る。		
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標		
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）	
被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の養成、登録に関する大阪府への協力			
関連計画	大阪狭山市地域防災計画		

大規模盛土造成地マップの周知（都市整備部）

取組	普段から居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につながるよう、公表されている市内の大規模盛土造成地マップの周知を行うとともに、宅地防災パトロールなどを実施する。		
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標		
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）	
台風や大雨など災害発生の恐れがある場合に備え宅地防災パトロールの実施			
関連計画	大阪狭山市地域防災計画		

ブロック塀等の安全対策の促進（都市整備部）

取組	地震発生時に、ブロック塀等の倒壊による被害を軽減するため、「大阪狭山市建築物耐震改修促進計画」に基づき、ブロック塀を設置している市民に対して、日頃から安全点検に努めるよう啓発するとともに、安全対策を講じるよう注意喚起に努め、あわせて安全な工法等について普及・促進に努める。		
		目 標	
	現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
	ブロック塀等撤去補助金 補助件数：19 件 （令和元年度実績）	ブロック塀等の安全対策についての注意喚起及び安全な工法等についての普及・促進	
関連計画	大阪狭山市建築物耐震改修促進計画		

空家等総合対策（都市整備部）

取組	地域住民の生活環境の保全を図るため、管理されていない空家が防災、防犯、安全、環境及び景観等の面から、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、危険な空家の除却及び空家の適切な管理、利活用を促進する。		
		目 標	
	現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
	既存民間建築物除却補助金要綱の制定 空家バンクの創設	既存民間建築物除却補助金制度の周知・利活用促進 空家バンクの利活用促進	
関連計画	大阪狭山市空家等対策計画		

1-2 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

道路・交通施設の整備（都市整備部） 取組内容等は 1-1 に記載

農地の保全・活用（都市整備部、市民生活部） 取組内容等は 1-1 に記載

都市公園の整備・充実（都市整備部） 取組内容等は 1-1 に記載

消防団の機能強化（危機管理室） 取組内容等は 1-1 に記載

文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（教育部） 取組内容等は 1-1 に記載

消防水の確保対策（危機管理室、水資源部）

取組	地震発生時に火災による被害を軽減するため、大阪府や関係団体と連携して消防水の確保に向けた取組みを図る。		
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標		
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）	
防火水槽 耐震性能有 防火水槽 89 基 耐震性能無 防火水槽 41 基	耐震性防火水槽の整備・促進		
関連計画	大阪狭山市地域防災計画		

1-3 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の推進（水資源部）

取組	雨水排水の計画区域の整備率は、概ね 50% であり、今後も浸水被害を防止するための整備を推進する。特に、現在、浸水被害の発生している区域については、整備を優先的に推進する。	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
大阪狭山市下水道ビジョン 2019 に基づく施設の整備と対策の推進		
関連計画	大阪狭山市都市計画マスタープラン 大阪狭山市地域防災計画 大阪狭山市下水道ビジョン 2019	

防災知識の普及・啓発（危機管理室）

取組	自然災害から、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
出前講座等の実施		
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

1-4 風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態

ため池の防災・減災対策（水資源部）

取組	自然災害から人命、財産を守るため、「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、対象ため池の耐震診断を実施した。 その結果を踏まえ、大阪府や関係団体と連携してため池の安全な維持管理に努める。 また、大阪府と連携し、ため池ハザードマップの作成ならびに市民への周知及び活用を働きかける。		
	現 状 令和2年度（2020年度）現在	目 標	
		令和3年度～令和7年度 （2021年度～2025年度）	令和8年度～令和12年度 （2026年度～2030年度）
	ため池耐震診断の実施箇所数 ・12箇所 ため池ハザードマップ作成数 ・7箇所	- ため池ハザードマップ作成数 ・5箇所（合計12箇所）	- ため池ハザードマップの周知
関連計画	大阪狭山市地域防災計画		

下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の推進（水資源部）

取組内容等は1-3 に記載

土砂災害対策（危機管理室、都市整備部、水資源部）

取組	土砂災害警戒区域等について、当該地域住民に防災マップ等にて周知するとともに、土砂災害に関する情報伝達が迅速かつ的確に実施できるよう伝達機器の整備を進める。 また、土砂災害特別警戒区域内に位置する既存不適格住宅について、移転や補強等の補助制度の周知及び活用を働きかけ、被害の防止・軽減に努める。		
	現 状 令和2年度（2020年度）現在	目 標	
		令和3年度～令和7年度 （2021年度～2025年度）	令和8年度～令和12年度 （2026年度～2030年度）
	情報伝達機器の検討 土砂災害特別警戒区域内住宅 移転・補強事業補助金の活用 ・0件	情報伝達機器の検討・整備 土砂災害特別警戒区域内住宅 移転・補強事業補助金の活用 ・1件/年	
関連計画	大阪狭山市地域防災計画		

防災知識の普及・啓発（危機管理室）

取組内容等は1-3 に記載

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

医薬品、医療用資器材の供給不足への備え（危機管理室、健康福祉部）

取組	災害発生時に必要となる医薬品等の早期確保につながるよう、医師会及び歯科医師会、薬剤師会との連携強化を図るとともに市内医薬店等との協定締結を促進するなど確保体制に努める。		
現 状 令和2年度（2020年度）現在	目 標		
	令和3年度～令和7年度 （2021年度～2025年度）	令和8年度～令和12年度 （2026年度～2030年度）	
応援協定 ・医師会、歯科医師会、 薬剤師会	医師会、歯科医師会、薬剤師会 との情報交換会の実施 医薬店等との協定締結の検討		
関連計画	大阪狭山市地域防災計画		

広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（都市整備部）

取組	多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、地域緊急交通路に選定した市道の拡幅、耐震強化及び効率的な整備を推進する。 また、沿道建築物については、道路閉塞させないように、建築物等の耐震化の促進を働きかける。		
現 状 令和2年度（2020年度）現在	目 標		
	令和3年度～令和7年度 （2021年度～2025年度）	令和8年度～令和12年度 （2026年度～2030年度）	
道路の整備に関するプログラムの実施 避難沿道建築物の耐震化率 （94.7%）	道路の整備に関するプログラムに基づき、道路の整備や幅員の拡幅等を行う。 避難沿道建築物の耐震化率 （95%）	道路の整備に関するプログラムの実施	
関連計画	大阪狭山市建築物耐震改修促進計画 大阪狭山市地域防災計画 道路の整備に関するプログラム		

迅速な道路啓開の実施（危機管理室、都市整備部）

取組	地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、建設業者等との協定締結に努める。 また、防災関係機関・災害協定締結団体と連携した訓練の実施とその検証を行い道路啓開体制の充実を図る。		
	現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
		令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
	災害時応援協定締結団体 ・建設業協会、造園緑化協会 地元建設業者	防災関係機関・災害協定締結 団体との道路啓開訓練等の実 施	
関連計画	大阪狭山市地域防災計画		

食料や燃料等の備蓄及び集配体制の充実（危機管理室）

取組	大阪府域救援物資対策協議会が策定した「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」に基づき備蓄している必要品目と必要量の点検を行い、必要量を確保し、避難所等における感染症対策を踏まえた必要品目（アルコール消毒液等）を併せて充実させるとともに、多様な方法による物資の調達・確保するため、事業者等との協定締結に努める。 また、災害時において支援物資等を迅速に避難所へ配布できるよう集配体制等の充実を図る。		
	現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
		令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
	必要備蓄量の点検 （年 1 回） 必要備蓄品目の見直し 応援協定（4 団体）		
関連計画	大阪狭山市地域防災計画		

市有建築物の耐震化（全部局） 取組内容等は 1-1 に記載

水道の早期復旧及び飲料水の確保（水資源部）

取組	<p>【水道の早期復旧】 地震等による断水被害を軽減するため、大阪広域水道企業団と連携を図り、水道施設、管路の更新、耐震化等を計画的に実施するとともに、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保等対策を促進する。 また、地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携の強化を働きかけるとともに、これらの取組みにより、被害想定公表時に全面復旧には最長発災後 40 日^{（注）}まで要するとした復旧期間について、30 日以内までの短縮をめざす。</p> <p>【飲用水確保】 地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓^{（注）}」や市が設置している応急給水栓等の活用、大阪府・本市等の備蓄及び支援物資の供給により確保に努める。</p> <p>（注）最長発災後 40 日：「大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」において、上水道について「発災約 40 日後にほとんどの断水が解消」と想定されている。 （注）あんしん給水栓：地震等による災害により水道施設が被害を受け、給水が停止した場合、生活用の飲料水や医療用水等を応急給水するための施設で、大阪広域水道企業団の送水管上に設置されているもの。</p>		
	現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）	
施設整備計画に基づく耐震化の促進	次期施設整備計画の策定		
関連計画	大阪狭山市地域防災計画 大阪狭山市水道事業ビジョン		

井戸水等による生活水の確保（危機管理室、市民生活部、水資源部）

取組	<p>地震発生時に、生活水の確保を図るため、市内の家庭用井戸や事業所の自家用水道などを災害時協力井戸として登録を進める。</p>		
	現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）	
災害時協力井戸の登録事業の促進 ・災害協力井戸登録数 20	災害時協力井戸の登録事業の促進		
関連計画	大阪狭山市地域防災計画		

2-2 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

消防団の機能強化（危機管理室） 取組内容等は 1-1 に記載

大規模災害時における受援力の向上（危機管理室、教育部）

取組	大規模災害時に、防災関係機関や、災害時応援協定を締結している市町村からの受援体制の整備を促進するため、受援計画を策定し、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の「道しるべ」となるよう、小中学校の屋上に上空から視認できる大きな文字、いわゆるヘリサインの整備を促進する。	
	目 標	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
受援体制の確認	受援計画の検討、策定	
ヘリサインの整備 0 箇所	小中学校でのヘリサインの整備の検討、計画	
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

地域における防災力の向上（危機管理室、都市整備部）

取組内容等は 1-1 に記載

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

帰宅困難者対策（危機管理室）

取組	帰宅困難者の一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、本市、国、大阪府、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。	
	目 標	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
	帰宅困難者支援ガイドラインの作成	
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

医薬品、医療用資器材の供給不足への備え（危機管理室、健康福祉部）

取組内容等は 2-1 に記載

広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保

（都市整備部） 取組内容等は 2-1 に記載

迅速な道路啓開の実施（危機管理室、都市整備部） 取組内容等は 2-1 に記載

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施（市民生活部、健康福祉部）

取組	大阪府富田林保健所等と連携を図り、地震発生後に、被災地における感染症の拡大を抑えるため、感染症の発生状況及び動向調査を行い、必要と認めたときは健康診断の勧告を行う等、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことができるよう防疫活動体制及び関連資器材の充実に努める。	
	目 標	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
保健所と連携による感染症対策の周知	消毒用資材の確保	
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進（水資源部）

取組	大規模地震により管路等が損壊され、汚水の適切な処理が行えなくなると、都市の公衆衛生環境の悪化はもとより、トイレ利用を控えることによる健康被害の拡大などが懸念されることから、災害時においても公衆衛生の保全、トイレの使用環境の確保ができるよう、下水管等の耐震補強や老朽化対策を行う。	
	目 標	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
大阪狭山市下水道ビジョン 2019 に基づく施設整備と対策の推進		
関連計画	大阪狭山市地域防災計画 大阪狭山市下水道ビジョン 2019	

ご遺体の適切処置（市民生活部、危機管理室）

取組	「大阪府広域火葬計画」（平成 11 年（1999 年）4 月策定）に基づき、地震発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処理、火葬等が行えるよう、葬祭関係事業者との連携を図る。	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
周辺市町村担当部局との連携による広域火葬体制の確保 葬祭関係事業者との協定締結		
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

学校等の施設の適正な維持管理（教育部、こども政策部）

取組	避難施設である学校等の老朽化や不十分な設備等により、避難者の安全安心が確保できず、また、劣悪な避難生活環境により健康被害が発生する可能性があることから、施設の適正な維持管理と設備等の充実を行う。	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
指定避難所の大規模改修 冷暖房機器等の充実	指定避難所の計画的な大規模改修 冷暖房機器等の充実 施設設備の適正管理	
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

マンホールトイレの適正な維持管理（危機管理室、水資源部）

取組	大規模地震により、避難生活を余儀なくされた場合に公衆衛生環境の悪化やトイレの利用を控えることによる健康被害の拡大などが懸念されるため、避難所に整備しているマンホールトイレの適正な維持管理を行い、地域住民が参加する訓練を定期的実施する。	
	目 標	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
マンホールトイレ構造物の適正な維持管理 地域住民参加の防災訓練の実施		
関連計画	大阪狭山市地域防災計画 大阪狭山市下水道ビジョン 2 0 1 9	

地域における防災力の向上（危機管理室、都市整備部）

取組内容等は 1-1 に記載

3 . 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市役所機能の機能不全

防災情報の収集・伝達（危機管理室）

取組	地震発生時には電話等の大規模な通話支障が生じ、大部分の通話が不通になると想定されているため、防災行政無線の活用等、防災情報の収集・伝達体制の充実を図る。	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
防災行政無線（同報系）35 局 防災行政無線（移動系） ・アナログ 32 局 ・デジタル 39 局 災害時等における情報発信に 関する協定 3 団体	防災行政無線（同報系）機器の 更新 戸別受信機の検討	防災情報の収集・伝達体制の 充実
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

業務継続計画の見直し等（危機管理室）

取組	災害発生時など、人材や資材に制約がある状況下でも、適切に業務を進めることができるよう事前に備えておく業務継続計画を必要に応じ見直し、実効性の向上を図る。	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
業務継続計画及び災害時職員 初動マニュアルの見直し	業務継続計画の見直し 災害時職員初動マニュアルの 見直し 受援計画策定の検討 復興計画策定の検討	
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

3-2 行政機関（市役所を除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

市有建築物の耐震化（全部局） 取組内容等は 1-1 に記載

特定大規模災害からの復旧事業に係る大阪府の代行（危機管理室、政策推進部）

取組	円滑かつ迅速な復興に向けて、大阪府と特定大規模災害における本市の復旧事業に係る大阪府の代行手続きについて協議を図る。	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
	大阪府と特定大規模災害における市の復旧事業に係る大阪府の代行手続きについて協議を図る。	
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

4 . 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

防災情報の収集・伝達（危機管理室） 取組内容等は 3-1 に記載

消防団の機能強化（危機管理室） 取組内容等は 1-1 に記載

地域における防災力の向上（危機管理室、都市整備部）

取組内容等は 1-1 に記載

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

防災情報の収集・伝達（危機管理室） 取組内容等は 3-1 に記載

消防団の機能強化（危機管理室） 取組内容等は 1-1 に記載

地域における防災力の向上（危機管理室、都市整備部）

取組内容等は 1-1 に記載

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集、伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

消防団の機能強化（危機管理室） 取組内容等は 1-1 に記載

地域における防災力の向上（危機管理室、都市整備部）

取組内容等は 1-1 に記載

学校における防災教育と避難体制の確保（教育部）

取組	児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、「学校における防災教育の手引き」に基づき、児童・生徒の防災知識の向上を図るとともに、自然災害を想定した避難訓練を実施する。	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
自然災害を想定した避難訓練の実施	防災教育の充実 自然災害を想定した避難訓練の実施	
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

市民の防災意識の高揚（危機管理室）

取組	救命・防災・防犯を統合した講習を実施し、安全・安心への意識啓発並びに知識・技術の向上を図る。	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
安全安心推進リーダー認定者数 102 人	安全安心推進リーダー認定者数 165 人	安全安心推進リーダー認定者数 190 人
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

防災訓練等の実施（全部局）

取組	市民が、地震発生時やさまざまな自然災害から迅速に命を守ることができるよう、大阪府や防災関係機関等と連携した防災訓練や避難所運営訓練を実施する。	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
総合防災訓練の実施 避難所運営訓練の実施 大阪 880 万人訓練の開催		
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

「避難行動要支援者」支援の充実（危機管理室、健康福祉部）

取組内容等は 1-1 に記載

医療施設・社会福祉施設の避難体制の確保(危機管理室、健康福祉部、こども政策部)

取組	医療施設利用者や社会福祉施設入所者や通所サービス等の施設利用者が、河川氾濫等による浸水及び土砂災害などから、迅速かつ円滑に避難できるよう災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を当該区域内の医療施設や社会福祉施設等に働きかける。	
現 状 令和2年度(2020年度)現在	目 標	
	令和3年度～令和7年度 (2021年度～2025年度)	令和8年度～令和12年度 (2026年度～2030年度)
洪水浸水想定区域の要配慮者施設 8施設	対象施設の避難確保計画の作成促進	
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

5 . 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 食料等の安定供給の停滞

被災農地等の早期復旧支援（市民生活部、水資源部）

取組	被災した農地や水路、ため池、農道等の農業用施設を迅速に再建・回復できるように農業用施設管理者、水利組合、大阪府、大阪府土地改良団体連合会と連携を強化し、充実を図る。		
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標		
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）	
大阪府及び大阪府土地改良団体連合会と連携し、農業用施設の再建または復旧を図る	農業用施設の早期復旧に向け、水利組合、大阪府等関係団体と連携を強化し、充実を図る		
関連計画	大阪狭山市地域防災計画		

5-2 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

井戸水等による生活用水の確保（危機管理室、市民生活部、水資源部）

取組内容等は 2-1 に記載

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

ライフラインの確保等（危機管理室）

取組	大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、ライフラインに関わる事業者と連携に努める。 エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を検討する。		
	現 状 令和2年度（2020年度）現在	目 標	
		令和3年度～令和7年度 （2021年度～2025年度）	令和8年度～令和12年度 （2026年度～2030年度）
	総合防災訓練の実施	再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入の検討	
関連計画	大阪狭山市地域防災計画		

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

水道の早期復旧及び飲料水の確保（水資源部） 取組内容等は2-1 に記載

井戸水等による生活用水の確保（危機管理室、市民生活部、水資源部）

取組内容等は2-1 に記載

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進（水資源部）

取組内容等は2-5 に記載

マンホールトイレの適正な維持管理（危機管理室、水資源部）

取組内容等は2-6 に記載

6-4 陸上交通インフラの長期間にわたる機能停止

広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保

（都市整備部） 取組内容等は 2-1 に記載

迅速な道路啓開の実施（危機管理室、都市整備部） 取組内容等は 2-1 に記載

道路・橋梁の長寿命化などの適正管理（都市整備部）

取組	地震発生後も緊急輸送道路や避難路としての機能が確保されるよう、道路・橋梁の危険個所の把握に努めるとともに、危険性や緊急性を総合的に判断し、適宜改修を行うなど道路・橋梁等の適正な管理を図る。		
	現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
		令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
	舗装修繕計画の実施 橋梁長寿命化修繕計画の実施	舗装修繕計画（個別施設計画）に基づき適正な管理を図る。 橋梁長寿命化修繕計画（個別施設計画）に基づき適正な管理を図る。	
関連計画	大阪狭山市地域防災計画 大阪狭山市公共施設等総合管理計画		

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

防災情報の収集・伝達（危機管理室） 取組内容等は 3-1 に記載

迅速な道路啓開の実施（危機管理室、都市整備部） 取組内容等は 2-1 に記載

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 道路・交通施設の整備（都市整備部） 取組内容等は 1-1 に記載
- 都市公園の整備・充実（都市整備部） 取組内容等は 1-1 に記載
- 民間住宅・建築物の耐震化の促進（都市整備部） 取組内容等は 1-1 に記載
- 消防団の機能強化（危機管理室） 取組内容等は 1-1 に記載
- 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（教育部） 取組内容等は 1-1 に記載
- 道路・橋梁の長寿命化などの適正管理（都市整備部） 取組内容等は 6-4 に記載
- ブロック塀等の安全対策の促進（都市整備部） 取組内容等は 1-1 に記載

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺

- 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保
（都市整備部） 取組内容等は 2-1 に記載
- 迅速な道路啓開の実施（危機管理室、都市整備部） 取組内容等は 2-1 に記載
- 空家等総合対策（都市整備部） 取組内容等は 1-1 に記載

7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- ため池の防災・減災対策（水資源部） 取組内容等は 1-4 に記載
- 防災情報の収集・伝達（危機管理室） 取組内容等は 3-1 に記載

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

有害物質（石綿）の拡散防止対策（市民生活部）

取組	地震発生時に、建物倒壊等により発生する可能性がある石綿、有害物質の周辺環境への拡散・漏洩を防止するため、大阪府による有害物質対策と連携協力し拡散防止を図る。	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
解体業者等への適正処理に関する啓発の実施		
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

7-5 農地・森林等の被害による荒廃

農地・農業用施設の保全管理（水資源部）

取組	豪雨によって農業用ため池等の決壊が生じ、法面の崩壊、農地の流失や埋没、下流域の人家等への土砂流入といった被害が及ぶことが想定されるため、農地・農業用施設の適正な管理保全を行う。	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
農業用施設等の点検・補修		
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

8 . 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物の適正処理（市民生活部）

取組	速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等を予め検討する。	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
-	仮置場の候補地、最終処分までの処理ルートの設定 災害廃棄物処理基本計画の策定	-
関連計画	大阪狭山市地域防災計画	

民間住宅・建築物の耐震化の促進（都市整備部） 取組内容等は 1-1 に記載

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

迅速な道路啓開の実施（危機管理室、都市整備部） 取組内容等は 2-1 に記載

業務継続計画の見直し等（危機管理室） 取組内容等は 3-1 に記載

地域における防災力の向上（危機管理室、都市整備部）

取組内容等は 1-1 に記載

災害ボランティアの充実（健康福祉部）

取組	地震発生後、被災者支援等に活躍いただける災害ボランティアの支援の力を事前に確保するため、社会福祉協議会と連携によりボランティアの登録者数の増加を図る。	
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標	
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）
ボランティア登録者数 26 人	ボランティア登録者数 30 人	ボランティア登録者数 35 人
関連計画	大阪狭山市地域防災計画 大阪狭山市地域福祉計画	

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（教育部） 取組内容等は 1-1 に記載

歴史文化遺産の保存と人材育成（教育部）

取組	歴史文化遺産の継承を担う人材が減少しつつあることから、学校教育や生涯学習を通じて、次世代の担い手を育む取組みを行う。		
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標		
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）	
歴史講座等の開催	歴史文化遺産の継承を担う人材の育成を目的とした、学校教育・生涯学習の場での歴史講座等の開催	左記の取組みを踏まえた、講座内容の充実、歴史文化遺産の継承を担う人材の育成促進	
関連計画	第 2 期大阪狭山市教育振興基本計画 大阪狭山市歴史文化基本構想 大阪狭山市地域防災計画		

8-4 仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

応急仮設住宅の早期供給体制の整備（危機管理室、都市整備部）

取組	被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について、大阪府と連携して候補地の確保、平時より関連する民間団体との連携強化、「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等により、その速やかな確保に向けた体制整備を行う。		
現 状 令和 2 年度（2020 年度）現在	目 標		
	令和 3 年度～令和 7 年度 （2021 年度～2025 年度）	令和 8 年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度）	
応急仮設住宅候補地 ・ 9 箇所 災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定 ・ 1 団体	応急仮設住宅確保のための体制整備		
関連計画	大阪狭山市地域防災計画		

第6章 計画の推進と見直し

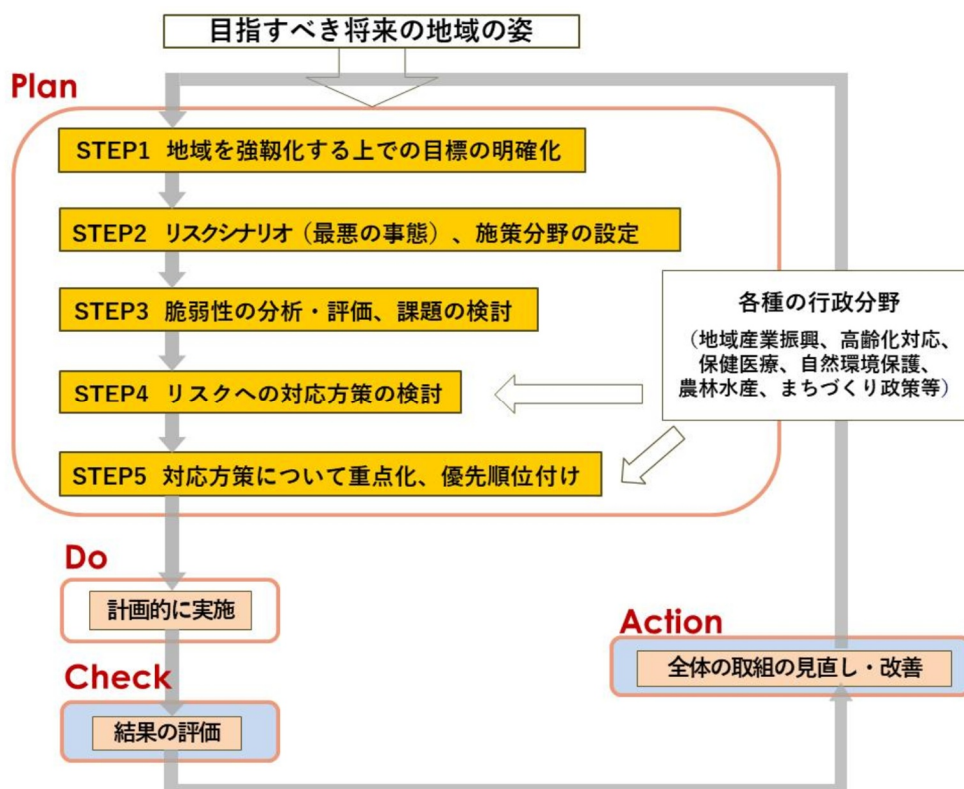
1. 計画の推進体制

国土強靱化は、いかなる大規模自然災害が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取り組みは広範な部局の所掌にまがります。

したがって、本計画の推進にあたっては、「大阪狭山市防災計画検討会議」を中心とした部局横断的な体制のもと、国や大阪府、近隣市町村等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めます。

2. 計画の進捗管理

本計画を進めるにあたっては、国の「国土強靱化基本計画」、大阪府の「大阪府強靱化地域計画」と整合性を図るとともに、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施するため、施策の進捗状況等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返して取り組みを推進します。



出典：内閣官房国土強靱化推進室「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」

3 . 計画の見直し

本計画は、社会経済情勢の変化や国や大阪府の国土強靱化に関する施策の進捗状況を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直します。

また、本計画は、本市の国土強靱化に関する他の計画の指針として位置づけられるものであるため、国土強靱化に係る他の計画については、それぞれの計画の見直しや次期計画の策定にあわせて必要な検討を行い、本計画との整合性を図ります。

【別紙】 脆弱性評価結果

(目次)

起きてはならない最悪の事態		ページ
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	42
1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	43
1-3	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	44
1-4	風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態	44
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	45
2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	46
2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	46
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	46
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	47
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	47
3-1	市役所の機能不全	48
3-2	行政機関（市役所を除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	48
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	49
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	49
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集、伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	49
5-1	食料等の安定供給の停滞	51
5-2	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	51
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	52
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	52
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	52
6-4	陸上交通インフラの長期間にわたる機能停止	53
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	53
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	54
7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺	54
7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	54
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃	55
7-5	農地・森林等の被害による荒廃	55
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	56
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	56
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	56
8-4	仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	57

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

道路・交通施設の整備

- ・地震発生時における倒壊や火災等による被害拡大を防ぐため、道路狭あい区間の改良や歩道の整備などにより防災空間の確保を図る必要がある。

農地の保全・活用

- ・地震発生時において延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割が期待できる農地を適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る必要がある。

都市公園の整備・充実

- ・都市公園等は、地震発生時において、避難場所、延焼遮断空間としての機能を有することから体系的な整備や充実させる必要がある。

市有建築物の耐震化

- ・地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民・利用者の安全と市役所業務の継続性を確保するため、防災上の重要度に応じた耐震対策を行う必要がある。

民間住宅・建築物の耐震化の促進

- ・地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、耐震改修に加え、除却等、さまざまな取組みによる木造住宅の耐震化や多数の者が利用する建築物等の耐震化を進める必要がある。

地域における防災力の向上

- ・地域の防災力の向上のため、自主防災組織等への資機材や防災活動に対する補助や防災士資格取得のための補助を行っており、引き続き、災害時に市民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるための取組みを行う必要がある。

消防団の機能強化

- ・消防団の機能強化を図るため、防災資機材の充実強化や市民の理解を促進し、市民・自主防災組織等との連携強化に向けた取組みを進める必要がある。

「避難行動要支援者」支援の充実

- ・避難行動要支援者は、自らの力で避難することが困難であり、大規模地震発生時に避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、避難行動要支援者への情報伝達体制や安否確認・避難支援体制の充実強化を図る必要がある。

文化財所有者・管理者の防災意識の啓発

- ・文化財の所有者及び管理者に対して、国・大阪府との連携による文化財保存活用計画の策定や自動火災報知設備や、消火栓等の消防用設備等の整備、震災等発生時の情報伝達や避難誘導、防災訓練に取り組むよう働きかける必要がある。

応急危険度判定体制の整備

- ・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実を図る必要がある。

大規模盛土造成地マップの周知

- ・市民等が大規模地震に備え、自らの生命・財産を守るために、普段から居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につなげる必要がある。

ブロック塀等の安全対策の促進

- ・地震発生時に、ブロック塀等の倒壊を防ぐため、市民に対して日頃から安全点検に努めるよう啓発するとともに、安全対策を講じるよう注意喚起に努め、あわせて安全な工法等について普及・促進に努め、避難時における安全を確保する必要がある。

空家等総合対策

- ・管理されていない空家が防災・防犯、安全、環境、景観等の面から地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、危険な空家の除却及び適切な管理、利活用を促進する必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

道路・交通施設の整備（評価結果は 1-1 に記載）

農地の保全・活用（評価結果は 1-1 に記載）

都市公園の整備・充実（評価結果は 1-1 に記載）

消防団の機能強化（評価結果は 1-1 に記載）

文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（評価結果は 1-1 に記載）

消防用水の確保対策

- ・地震発生時に火災による被害を軽減するため、大阪府や関係団体と連携して消防用水の確保に向けた取組みを図る必要がある。

1-3 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の推進

- ・雨水排水の計画区域の整備率は、概ね 50% であり、今後も浸水被害を防止するための整備を推進する必要がある。
- ・現在、浸水被害の発生している区域については、整備を優先的に推進する必要がある。

防災知識の普及・啓発

- ・地域における防災力の向上のため、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

1-4 風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態

ため池の防災・減災対策

- ・総合的な減災対策を推進するため、計画的に実施した対象ため池の耐震診断の結果を踏まえ、大阪府や関係団体と連携して必要な耐震対策の実施やため池ハザードマップの作成ならびに市民への周知や活用を促進する必要がある。

下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の推進（評価結果は 1-3 に記載）

土砂災害対策

- ・土砂災害警戒区域等について、当該地域住民に周知するとともに情報伝達が迅速かつ的確に実施できるよう伝達機器の整備を進める必要がある。

防災知識の普及・啓発（評価結果は 1-3 に記載）

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

医薬品、医療用資器材の供給不足への備え

- ・ 災害発生時に必要となる医薬品等の早期確保につながるよう、医師会及び歯科医師会、薬剤師会との連携強化を図る必要がある。
- ・ 医薬品等の早期確保につながるよう市内医薬店等との協定締結を検討する必要がある。

広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保

- ・ 防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上を図る必要がある。

迅速な道路啓開の実施

- ・ 大規模地震が発生した場合は、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、道路管理者や地元建設業者等との協定締結の検討や関係機関と連携した訓練の実施と検証の必要がある。

食料や燃料等の備蓄及び集配体制の充実

- ・ 大規模地震発生後には、救援物資の不足が見込まれることから、必要備蓄品の充実や必要備蓄品目の見直し、多様な方法による物資の調達・確保体制の充実などに取り組む必要がある。

市有建築物の耐震化（評価結果は 1-1 に記載）

水道の早期復旧及び飲料水の確保

- ・ 大規模地震発生等による水道施設の被害を極力小さくするため、大阪広域水道企業団と連携を図り、水道施設、管路の更新、耐震化等を計画的に実施する必要がある。
- ・ 地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携の強化を図る必要がある。
- ・ 地震発生後の水道断水地域における飲料水については、応急給水栓等の活用、大阪広域水道企業団の備蓄水及び支援物資の供給により、確保体制の充実に取り組む必要がある。

井戸水等による生活用水の確保

- ・ 地震発生時に、生活用水の確保を図るため、市内の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進める必要がある。

2-2 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

消防団の機能強化（評価結果は 1-1 に記載）

大規模災害時における受援力の向上

- ・大規模災害時に、防災関係機関や、災害時応援協定を締結している市町村からの受援体制の整備を促進し、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の「道しるべ」となるよう、小中学校の屋上にヘリサインの整備を検討する必要がある。

地域における防災力の向上（評価結果は 1-1 に記載）

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

帰宅困難者対策

- ・帰宅困難者の一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行う必要がある。
- ・本市、国、大阪府、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

医薬品、医療用資器材の供給不足への備え（評価結果は 2-1 に記載）

広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保
（評価結果は 2-1 に記載）

迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1 に記載）

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施

- ・地震発生後に、被災地域における感染症の拡大を抑えるため、大阪府富田林保健所等とも連携を図り、感染症の発生状況及び動向調査を行い、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことができるよう防疫活動体制及び関連資機材の充実に努める必要がある。

下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進

- ・大規模地震により管路等が損壊され、汚水の適切な処理が行えなくなると、都市の公衆衛生環境の悪化はもとより、トイレ利用を控えることによる健康被害の拡大などが懸念されることから、災害時においても公衆衛生の保全、トイレの使用環境の確保ができるよう、既設下水管等の耐震補強や老朽化対策を講じる必要がある。

ご遺体の適切処置

- ・地震発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処理、火葬等が行えるよう、葬祭関係事業者との連携を図る必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

学校等の施設の適正な維持管理

- ・避難施設である学校等の老朽化や不十分な設備等により、避難者の安全安心が確保できず、また、劣悪な避難生活環境により健康被害が発生する可能性があることから、施設の適正な維持管理と設備等の充実に努める必要がある。

マンホールトイレの適正な維持管理

- ・大規模地震により、避難生活を余儀なくされた場合に公衆衛生環境の悪化やトイレの利用を控えることによる健康被害の拡大などが懸念されるため、避難所に整備しているマンホールトイレの適正な維持管理を行うとともに、地域住民参加の訓練を定期的に行う必要がある。

地域における防災力の向上（評価結果は 1-1 に記載）

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市役所の機能不全

防災情報の収集・伝達

- ・地震発生時には大規模な通話支障が生じ、大部分の通話が困難になると想定されているため、防災行政無線の活用等、防災情報の収集・伝達体制の充実を図る必要がある。

業務継続計画の見直し等

- ・災害発生時など、人材や資材に制約がある状況化でも、適切に業務を進めるために備えておく業務継続計画について検証を行い、必要に応じて見直し、実効性の向上を図る必要がある。

3-2 行政機関（市役所を除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

市有建築物の耐震化（評価結果は 1-1 に記載）

特定大規模災害からの復旧事業に係る大阪府の代行

- ・円滑かつ迅速な復興に向けて、大阪府と特定大規模災害における本市の復旧事業に係る大阪府の代行手続きについて協議を図る必要がある。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

防災情報の収集・伝達（評価結果は 3-1 に記載）

消防団の機能強化（評価結果は 1-1 に記載）

地域における防災力の向上（評価結果は 1-1 に記載）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

防災情報の収集・伝達（評価結果は 3-1 に記載）

消防団の機能強化（評価結果は 1-1 に記載）

地域における防災力の向上（評価結果は 1-1 に記載）

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集、伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

消防団の機能強化（評価結果は 1-1 に記載）

地域における防災力の向上（評価結果は 1-1 に記載）

学校における防災教育と避難体制の確保

- ・児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、児童・生徒の防災知識の向上を図るとともに、自然災害を想定した避難訓練を実施する必要がある。

市民の防災意識の高揚

- ・大規模災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが防災意識を高めることが重要であることから、安全・安心への意識啓発並びに知識・技術の向上を図る必要がある。

防災訓練等の実施

- ・市民が、地震発生時やさまざまな自然災害から迅速に、命を守ることができるよう、大阪府や防災関係機関等と連携した防災訓練や避難所運営訓練を実施する必要がある。

「避難行動要支援者」支援の充実（評価結果は 1-1 に記載）

医療施設・社会福祉施設の避難体制の確保

- ・医療施設利用者等が、河川氾濫等による浸水及び土砂災害などから、迅速かつ円滑に避難できるよう医療施設等による災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を促進する必要がある。

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 食料等の安定供給の停滞

被災農地等の早期復旧支援

- ・大規模自然災害により、農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、迅速に再建・回復できるよう農業用施設管理者、水利組合、大阪府、大阪府土地改良団体連合会との連携の、強化・充実を図る必要がある

5-2 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

井戸水等による生活用水の確保（評価結果は 2-1 に記載）

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

ライフラインの確保等

- ・大規模自然災害が発生した場合に、ライフラインに関わる事業者と連携し、迅速かつ的確に応急復旧を行うことが必要である。
- ・エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

水道の早期復旧及び飲料水の確保（評価結果は 2-1 に記載）

井戸水等による生活用水の確保（評価結果は 2-1 に記載）

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進（評価結果は 2-5 に記載）

マンホールトイレの適正な維持管理（評価結果は 2-6 に記載）

6-4 陸上交通インフラの長期間にわたる機能停止

広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保
（評価結果は 2-1 に記載）

迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1 に記載）

道路・橋梁の長寿命化などの適正管理

- ・地震発生後も緊急輸送道路や避難路としての機能が確保されるよう、道路・橋梁の危険個所の把握に努めるとともに、危険性や緊急性を総合的に判断し、適宜改修を行うなど、道路・橋梁等の適正な管理を図る必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

防災情報の収集・伝達（評価結果は 3-1 に記載）

迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1 に記載）

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

道路・交通施設の整備（評価結果は 1-1 に記載）

都市公園の整備・充実（評価結果は 1-1 に記載）

民間住宅・建築物の耐震化の促進（評価結果は 1-1 に記載）

消防団の機能強化（評価結果は 1-1 に記載）

文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（評価結果は 1-1 に記載）

道路・橋梁の長寿命化などの適正管理（評価結果は 6-4 に記載）

ブロック塀等の安全対策の促進（評価結果は 1-1 に記載）

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺

広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（評価結果は 2-1 に記載）

迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1 に記載）

空家等総合対策（評価結果は 1-1 に記載）

7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

ため池の防災・減災対策（評価結果は 1-4 に記載）

防災情報の収集・伝達（評価結果は 3-1 に記載）

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

有害物質（石綿）の拡散防止対策

- ・地震発生時に、建物倒壊等により発生する可能性がある石綿、有害物質の周辺環境への拡散・漏洩を防止するため、大阪府による有害物質対策と連携協力し拡散防止を図る必要がある。

7-5 農地・森林等の被害による荒廃

農地・農業用施設の保全管理

- ・豪雨によって法面の崩壊や農業用ため池等の決壊といった被害が及ぶことが想定されるため、農地・農業用施設の適正な管理保全を行う必要がある。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物の適正処理

- ・速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、災害廃棄物等の仮置場としての機能充実や、最終処分までの処理ルート等を予め検討する必要がある。

民間住宅・建築物の耐震化の促進（評価結果は 1-1 に記載）

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1 に記載）

業務継続計画の見直し等（評価結果は 3-1 に記載）

地域における防災力の向上（評価結果は 1-1 に記載）

災害ボランティアの充実

- ・地震発生後、被災者支援等に活躍いただける災害ボランティアの支援の力を事前に確保する必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（評価結果は 1-1 に記載）

歴史文化遺産の保存と人材育成

- ・歴史文化遺産の継承を担う人材が減少しつつあることから、学校教育や社会教育を通じて、次世代の担い手を育む取組みを行う必要がある。

8-4 仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

応急仮設住宅の早期供給体制の整備

- ・ 応急仮設住宅について、大阪府と連携した建設候補地の確保や平時より関連する民間団体との連携強化、「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等により、その速やかな確保に向けた体制整備を行う必要がある。

大阪狭山市強靱化地域計画

令和 3 年 3 月

大 阪 狭 山 市
